

## 令和元年度秋田県包括外部監査報告書の概要

令和 2 年 3 月

秋田県包括外部監査人 村松啓輔

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 選定した特定の事件（監査テーマ）

秋田県のスポーツ振興に関する事務について

#### 2 外部監査対象年度

原則として平成 30 年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度についても対象とした。

#### 3 監査対象部局

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課

#### 4 事件を選定した理由

秋田県は、平成 21 年 9 月に「スポーツ立県あきた」を宣言し、スポーツを秋田の活力と発展のシンボルとし、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上など、スポーツ振興を県民運動として展開するとともに、スポーツ王国復活に向けた取組を強化している。

その後、スポーツ参加形態の多様化や、秋田県を取り巻くスポーツ環境が大きく変化し、また 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、秋田県への事前合宿誘致や海外からの観光客の誘客等による交流人口の拡大が期待されている。

秋田県はこうした環境の変化等に対応し、2030 年の「スポーツ立県あきた」の目指す姿を「スポーツを通じて全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田」とした、「第 3 期秋田県スポーツ推進計画<sup>1</sup>」を平成 30 年 3 月に策定し、「スポーツ立県あきた」の具体化に向けた取組をさらに強力に推進するとしている。そして平成 30 年度から 4 年間における県政運営指針「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン<sup>2</sup>」において、「スポーツ立県あきた」の推進とスポーツによる交流人口の拡大を施策の一つに掲げている。

以上から、秋田県のスポーツ振興に関する事務について検討することは重要であり、また、

---

1 「スポーツ立県あきた」の趣旨を具現化するため、国の「スポーツ振興基本計画」を参考として本県の実情に即して定めた、スポーツの振興に関する基本的計画であり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間の計画期間としている。

2 県では、県政運営の指針として、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の推進期間とする「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」を推進してきたが、第 2 期までの取組の成果や現在の社会経済情勢を踏まえ、県の最重要課題である人口減少の克服と秋田の元気創造を目指し、新たな県政運営の指針「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」（平成 30 年度から 4 年間）を策定した。

過去に秋田県の包括外部監査において事件（テーマ）としていないことから、令和元年度の包括外部監査の事件（テーマ）として有意義であると判断し選択した。

## 第2 指摘事項及び意見

### 1 県のスポーツ情勢

#### (1) 障害者スポーツ実施率等の実態把握・数値目標設定（意見 01）

国は、第2期「スポーツ基本計画」において、スポーツ参画人口を拡大させ、成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指すとしている。しかし、県は、障害者のスポーツ実施率について数値目標を設定していない。

スポーツ庁は、「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について」（平成30年10月23日スポーツ庁政策課）において、障害者に係るスポーツ実施率に関する数値目標を設定している都道府県・市区町村は少数に止まっており、各地域の実情に応じた適切な対応の検討を求めている。また、県の第3期スポーツ推進計画においてもライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進として、県内スポーツ施設等における障害者の利用実態や実施可能種目等を調査することで障害者の利用促進を図るとしている。

スポーツ基本計画では、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することを目指している。この趣旨に鑑みれば、障害者のスポーツ実施状況に係る実態を把握し、その実態に応じた施策の展開、数値目標の設定及び公表を検討されたい。

#### (2) スポーツ推進計画の目標値に対する実績値の公表（意見 02）

国の第2期「スポーツ基本計画」における重要な目標であるスポーツ実施率の向上については、スポーツ庁次長通知（「スポーツ実施率向上のための行動計画」の策定について（通知）」（平成30年9月6日付け30ス庁第352号））において、各地域の実態に関する調査を行い、達成目標や実績を公表すること等とされている。

県は、第3期スポーツ推進計画で代表指標5個、関連指標43個の合計48個の指標について平成30年度～令和3年度の各年度別の目標値を設定している。しかし、その実績値の公表は「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の政策評価・施策評価としての代表指標1個（成人の週1回以上のスポーツ実施率）、成果・業績指標2個（海外からのスポーツ合宿等誘致数（累積）、国体における天皇杯得点）の合計3個の公表にとどまっている。

県民への説明責任を果たし、県政運営の理解を深めるためにも、第3期スポーツ推進計画で掲げた各年度別の48個の指標にかかる実績値の公表を検討されたい。

## 2 県のスポーツ振興事業

### (1) スポーツ実施率向上のための効果的な施策の実施（意見 03）

県は、週 1 回以上のスポーツ実施率について令和 3 年度（2021 年度）に 65%となることを目指して、各年度別の目標値を設定している。

平成 30 年度の週 1 回以上スポーツ実施率の目標値は 54.0%であるが、実績値は 48.0%で止まっている。特に男性は 30 代から 50 代、女性は 20 代から 40 代が他の年代に比べてスポーツ実施率が低い傾向にある。

ビジネスパーソンや子育て世代の日常的なスポーツの機会及び場所の提供並びにスポーツ習慣の確立により、スポーツ実施率の向上を図りたい。

### (2) スポーツ実施率の低い地域への対応（意見 04）

県は、第 3 期スポーツ推進計画において週 1 回以上のスポーツ実施率を令和 3 年度までに 65%とすることを目指している。県が実施しているスポーツ実態調査によれば平成 30 年度の週 1 回以上のスポーツ実施率の平均値は 48.0%であるが、地域別にみると男鹿市の女性が 76.7%と平均値を大きく上回っている一方で、井川町の女性が 20.8%、東成瀬村の女性が 11.4%と平均値を大きく下回っている地域もあり、地域別に大きく差がある状況となっている。

県は、スポーツ実施率の低い地域への対応として、県内の各地域で県庁出前講座、指導者派遣事業、元気アップ運動教室、元気アップ指導者紹介を行っているものの、スポーツ実施率の低い地域をターゲットにして事業を実施しているわけではない。

市町村別のスポーツ実施率に最大 6 倍の差が生じている状況に鑑み、県が行っているスポーツ実態調査の結果を分析し、各地域の実態に応じた対応を検討されたい。

### (3) 各競技団体の選手強化対策費補助金の決定に関する根拠説明（意見 05）

県は、各競技団体へ選手強化対策費補助金の交付決定にあたり、県体協と協議を行い、財政局と調整の上、交付額を決定する。

県及び県体協は、選手強化対策費補助金を算定するための評価方針に従い、競技団体毎に複数の評価項目を設けて当該選手強化対策費補助金を算定しているが、平成 30 年度は、複数の評価項目に係る評価結果を残すのみで、評価結果に至る過程・判断の理由等の根拠説明を残していなかった。

補助金は、公益上必要がある場合に補助することができるとされている（地方自治法第 232 条の 2）。この点、県から各競技団体へ選手強化対策費補助金の交付について、根拠説明が残されていなければ、その公益上の必要性に関する説明責任を果たすことが困難となる。

県は、選手強化対策費補助金の交付の決定について、公益上の必要性があるとの説明責任を果たす観点から、評価結果に係る根拠説明を明確にされたい。

#### (4) 仕様書の内容が不明瞭な委託契約（意見 06）

「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約」及び「バドミントン交流委託契約」において、仕様書の業務内容が具体的に記載されていなかった。

両委託契約の目的は、関係者の招聘及び県内選手のスポーツ交流を実施することが目的とされている。仕様書においてその業務内容は、主に関係者との連絡調整、関係各所との調整及び宿泊施設・交通手段の手配等のみが記載されており、その日時や期間、人数規模、招聘するメンバー等の具体的な定めがない。

地方公共団体は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な検査をしなければならず（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項）、この検査は契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている（地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項）。すなわち、仕様書は受託者が業務を実施するに当たっての拠り所となる書類であり、また県が、委託業務の完了検査を行うに当たっての基準となる書類である。

そのため、仕様書の記載が不明瞭であれば、受託者が適切に業務を行うことができないとともに、県も委託業務の完了検査を適切に行うことができない。

県は、委託契約の仕様書の記載の見直しを行い、業務内容について具体的かつ明瞭に定める必要がある。

### 3 県有体育施設

#### (1) 指定管理料

##### ① 燃料単価等の変動による指定管理料への反映（意見 07）

向浜スポーツゾーンの現指定管理期間の指定管理料は各年 330,509 千円であるが指定管理者の運営収支は平成 28 年度 29,798 千円、平成 29 年度 31,895 千円、平成 30 年度 26,693 千円と大きくプラスとなっている。この主な要因は以下の 2 点である。

県は向浜スポーツゾーンを構成する県立総合プール燃料費について施設の管理に要する経費として予定単価を 92 円/L、予定使用量を 520,000L として年間で 47,840 千円と見込んでいた。しかしながら、実績単価は 50 円から 72 円の間で推移し、実績使用量も 344,000L から 408,000L の間で推移した。

すなわち、指定管理者は燃料費見合いとして県が算定した予定単価、予定使用量に基づき年間で 47,840 千円の指定管理料を収入とする一方で、実績単価が予定単価を下回ったこと、実績使用量が予定使用量を下回ったことの 2 点により燃料費の実際の支出額は 20,548 千円から 26,457 千円にとどまり、プラスの収支差が 27,291 千円から 21,382 千円生じている。

指定管理者制度では、指定管理者が経営努力の発揮により管理に要する経費を縮減した場合、縮減額は指定管理者の利益になる。しかし燃料費の減少額のうち、実績単価が予定単価を下回ったプラスの単価差異については主に予定単価設定時と比較した原油安の影

響であり、指定管理者の経営努力によるものではないと思われるが、県は指定管理料を減額しておらず、指定管理者の利益になっている。

県では、指定管理期間の価格変動リスクは、特別な事情が生じた場合を除き、指定管理者が負う制度設計となっているが、県は、前指定管理期間中の平成 26 年度に消費税率引上げのほか、電気料金値上げ分、灯油高騰分を理由として指定管理料を増額している。

県は、燃料単価等の増減により施設の管理に要する経費が増減した場合の指定管理料への反映の在り方について、検討されたい。

## ② 省エネルギー化改修工事効果の指定管理料への反映（意見 08）

県は、県立総合プールに平成 24 年度から ESCO 事業を導入している。ESCO 事業とは、県有の既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して、冷暖房機器を高効率の機器に換えるなどの省エネルギー化改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修に係る経費を償還し、満了後にはその削減額が全て県の利益となる事業である。

ESCO 事業導入後の現指定管理期間は、燃料費の予定使用量を 520,000L として指定管理料を設定しているが、実績使用量は平成 28 年度 408,000L、平成 29 年度 398,000L、平成 30 年度 344,000L と予定使用量を大きく下回っている。

ESCO 事業は県の投資による省エネルギー化改修工事であるため、省エネルギー化による使用量の削減効果は指定管理料の削減として県の利益とすべきである。県は、県立総合プールの指定管理料算定の基礎としている燃料費予定使用量について、ESCO 事業導入による燃料使用量削減効果を十分に織り込んだ水準か今一度検討されたい。

### ③ 県立田沢湖スポーツセンターの食堂運営業務の取扱い（意見 09）

県立田沢湖スポーツセンターは、指定管理料・利用料金併用制で、その施設及び設備の維持管理、スポーツ普及振興等の業務（指定管理業務）を指定管理者が行っている。また、指定管理者に施設内の食堂に関して行政財産目的外使用を許可した上で、食堂運営業務を加えた一体運営を行わせている。

指定管理者の過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の収支は、指定管理業務は平成 27 年度を除きいずれの年度も支出超過（赤字）であるが、食堂運営業務はいずれの年度も収入超過（黒字）である。指定管理業務及び食堂運営業務の合算収支は、12,564 千円から 18,865 千円の黒字で推移している。

これは、指定管理者が一体的な管理運営を行う中で、指定管理業務について、その目的を達成するため正社員を主体に人員配置するなど経営資源の重点化を図っていること、食堂運営業務について、食材の調達やメニューの提供方法など効率性を重視した運営に努めていることなどが反映されたものと考えられる。

県は、県立田沢湖スポーツセンターの一体運営の業務運営形態を踏まえ、なお一層、収支の現状の把握、分析に努め、指定管理料や利用者サービスの在り方等について検討されたい。

なお、検討に際しては指定管理者の創意工夫、経営努力へのインセンティブを損なうことのないように十分に留意する必要がある。

## (2) 施設利用

### ① 県有体育施設の予約方法（意見 10）

現状、県有体育施設のうち、県立田沢湖スポーツセンターのみがインターネット予約を導入しており、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うこととなる。

他の県有体育施設では、指定の申込書に必要事項を記入し、各施設の受付窓口へ提出が必要となる。申込書の提出による予約方法は、利用者から利便性が低いとの意見が出ている。

予約方法の利便性を向上するため、インターネットを活用した予約システムの導入が考えられる。例えば、秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、利用者が利用したい施設を選択し、利用日、利用時間をインターネット上で選べるシステムを導入している。

施設の予約方法の利便性が向上することにより、県民の施設利用が増加し、県民のスポーツ活動促進が期待される。県は、県民のスポーツ活動促進のため、インターネットを活用した予約システムの導入を検討されたい。

② 使用料の減免申請漏れ（指摘事項 01）

県有体育施設において使用料の減免を受けようとする者は、施設条例等の定めるところにより、知事に減免申請を行い、承認を受ける必要がある。

しかし、県立新屋運動広場において使用料の減免を受けようとする者が、知事に減免申請をしていないにも関わらず、指定管理者の判断で使用料を減免している事案があった。減免申請手続に基づかない減免は下表のとおりである。

表 4-2-33 減免申請手続に基づかない減免（単位：千円）

	知事へ申請されなかった額
平成 29 年度	296
平成 30 年度	211

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

県は、指定管理者に対して、使用料の減免申請手続の順守を指導する必要がある。

③ 県有体育施設の使用料の減免に関する周知（意見 11）

県は、スポーツ振興のため県有体育施設の使用料の減免制度を設け、申請に応じて、利用者の使用料負担を軽減している。減免対象者は使用料の全額から 1/2 の減免を受けることができる。

県及び指定管理者のホームページにおいて減免制度の周知状況を確認したところ、県立新屋運動広場、県立田沢湖スポーツセンター、スポーツ科学センターの 3 施設において減免制度についての周知がされておらず、他の施設においても障害者及びその介護者に対する減免制度のみの周知にとどまっている。

県は、県有体育施設の利用促進、スポーツ振興のために、使用料の減免制度に関する情報（対象者、申請手続、減免額等）を広く周知されたい。

④ 県立総合プールの定期券区分（意見 12）

県立総合プールについては 1 日単位での利用、プール・コースの貸切利用のほかに、1 年間有効の定期券による利用区分が設けられている。この定期券については競技者・スポーツクラブ・健康づくりそれぞれの目的により料金設定がなされている。

競技者	秋田県水泳連盟が指定する指導者、強化選手が使用できる
スポーツクラブ	スポーツクラブとして知事が認めたクラブの会員が使用できる
健康づくり	土・日・休日を除く午前 10 時から午後 4 時までに限って使用できる

スポーツクラブ定期券は、知事が認めたプールを拠点として活動するスポーツクラブの会員が使用できるが、クラブ会員でない者でも、定期券購入時に県立総合プールの窓口で「アクアティックスポーツクラブ」の会員申込書に記入を行えば誰でもスポーツクラブ定期券を購入できる。

アクアティックスポーツクラブは、県立総合プールのオープン直後の平成 14 年にプールの利用促進を図るために設立されたが、平成 21 年以降、当該スポーツクラブは活動休止状態とのことである。

県立総合プールの定期券の利用区分に、いわゆる「一般利用」の区分が設定されていないため、実務上、このような運用となっていると考えられる。

県は、定期券購入を希望する一般利用者に対し、活動実態が認められないスポーツクラブへの形式上の加入手続を経て定期券を発行する実務運用を改めるよう制度を見直されたい。

### (3) 資金管理

#### ① 使用料徴収業務に関する財務規則違反（指摘事項 02）

県は、指定管理者制度を採用している県立田沢湖スポーツセンター以外の県有体育施設において、指定管理者に使用料徴収業務を委託している。指定管理者は、県有体育施設の利用料金について、施設の利用者より徴収した歳入の内容を示す徴収計算書及び関係証拠書類を作成し、県に提出しなければならないが、県は、提出された徴収計算書及び関係証拠書類を確認しなければならない（財務規則第 76 条）。しかし、県は徴収計算書及び関係証拠書類を受領しておらず、その内容についても確認を行っていなかった。

県による徴収計算書及び関係証拠書類の確認が行われない場合、指定管理者が県有体育施設の利用者より徴収し、県に納入した歳入の正確性について確認することができない。

そのため、県は、指定管理者が県有体育施設の利用者より徴収し、県に納入した歳入の正確性について確認するため、指定管理者に対して徴収計算書及び関係証拠書類の提出を求め、提出された徴収計算書及び関係証拠書類を確認する必要がある。

### (4) 物品管理

#### ① 借受備品等の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告（指摘事項 03）

指定管理者は、県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（3））が、異動があった次項の備品について、県への定期的な報告がなされていなかった。

表 4-2-36 購入及び廃棄等の異動について県に定期報告がなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付契約書	現数	差
県立スケート場				
貸し靴棚	-	5台	0台	△5台
貸し靴棚	キャスター付き 7段	2台	0台	△2台
開放式石油暖房機	KBR173	1台	0台	△1台
リヤカー	1m 木枠付	1台	0台	△1台
県立野球場				
式台・演台	シナベニア塗装仕上げキャスター、アジャスター付	1台	0台	△1台
業務用掃除機（乾・湿用）	CV—97WD	2台	1台	△1台
ダストカート	DK—F2BM	6台	5台	△1台
石灰ストッカー	G—44 ストッカーSR	2台	1台	△1台
県立向浜運動広場				
刈り払機	PNBC—24	2台	0台	△2台
グラウンド用けん引レーキ	シダ毛プラシ付き	1台	0台	△1台
県立総合プール				
草刈機	GM-65AY-R	1台	0台	△1台
ビデオ	A-B100 東芝	2台	1台	△1台
無線式スポーツタイマー	アルミ製 送信機無し	3台	2台	△1台
召集用ベンチ	1740X400X365E 脚ステンレス製白	50台	49台	△1台
プールサイド仕切り柵	TSD-28	27台	25台	△2台
水中スピーカー用アンプ	出力最大 50W	2台	1台	△1台
ダイビング用審判台	テーブル付き	10台	8台	△2台
書類裁断機	MS シュレッダー 4290S	1台	0台	△1台
県立田沢湖スポーツセンター				
液晶テレビ	アクオス 32型	2台	1台	△1台
バレーボールネット	DE9300	1張	0張	△1張
選手・監督用ベンチ	ニシスポーツ F3236B アルミ製 折りたたみ式	45台	43台	△2台
長テーブル	FSA30M	(85台 <sup>3</sup> )	86台	1台

(出典：各施設「物品無償貸付契約書」、「借受備品台帳」を基に監査人が作成)

<sup>3</sup> 表 4-2-37 のとおり、物品無償貸付契約書には記載がなかったが、実際には契約締結時点において、県から 85 台借り受けていたため、便宜上、物品無償貸付契約書に記載されるべきであった数量を記載している。

当該県への定期的な報告について、指定管理者に質問したところ、廃棄等により代替備品が必要となり、県から代替備品を新たに借り受けるために県へ行う廃棄等の報告以外には備品等の購入及び廃棄等の異動について、県への報告は行っていないとの回答を得ており、報告がなされている事実は確認できなかった。

指定管理者が管理している借受備品等は、県から貸付を受けたものであり、県民から負託された重要な県有財産を適切に管理していることを県に報告する義務があるため、今後は県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告する必要がある。

## ② 不正確な内容の物品無償貸付契約（指摘事項 04）

指定管理の業務に必要な備品等は、県が用意し、指定管理期間開始時に指定管理者と締結する物品無償貸付契約等に基づき貸し付けをする（指定管理者制度の運用に係るガイドライン）こととなっているが、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結した物品無償貸付契約における貸付備品の内容と、実際に貸し付けた備品の内容に相違が生じていた。

具体的には、県立新屋運動広場及び県立田沢湖スポーツセンターにおける次項の備品について、実際には指定管理者に貸し付けていたにもかかわらず、物品無償貸付契約には含まれていなかった。

表 4-2-37 物品無償貸付契約に含まれていなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付 契約書	借受備品 台帳 <sup>4</sup>
県立新屋運動広場			
サッカー用ゴールポスト	S-0121	-	1組
サッカーゴールネット	B-3773	-	1組
県立田沢湖スポーツセンター			
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
消臭抗菌マット	F-180-OR 900×5300	-	2枚
防塵マット	MR-027-180 1000× 4850	-	1枚
防塵マット	600×2200	-	1枚
ブラインド	ソーラーVN NB グラ ス W2500×H1900	-	1枚
CD プレーヤー	DENON RC-1176	-	1台
CD プレーヤー	コイズミ CD ラジカセ	-	1台
草刈用機械	1500T	-	1台
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
ファールライト	モルテン	-	1本
バレーボールネット	NET TN 33-8041	-	3張
卓球台	WING DX	-	3台
卓球台	ROOKIE	-	5台
卓球台	天板と足が分離	-	1台
長テーブル	FSA30M	-	85台
食堂用椅子	698-94	-	245脚
折りたたみパイプ椅子	-	-	84脚

（出典：各施設「物品無償貸付変更契約書」を基に監査人が作成）

<sup>4</sup> 平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約締結時点の借受備品台帳

上記の表のうち、県立新屋運動広場の貸付備品等は、平成 23 年度から平成 27 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約に、別途変更契約を締結して追加で貸し付けた備品であったが、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約では、現物確認をせず、上記変更契約も加味されなかったため、当該契約の対象となる貸付備品等には含まれていなかった。

また、県立田沢湖スポーツセンターの貸付備品等は、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時よりも前に、県から指定管理者に貸し付けていた備品であったが、過去より物品無償貸付契約には含まれておらず、その原因は不明であった。

指定管理者に貸し付けている備品に関して、物品無償貸付契約に含まれていない場合、備品管理責任の帰属が不明確となってしまうため、指定管理期間開始時に指定管理者と物品無償貸付契約を締結する際には、現物確認等を実施して契約内容に誤りがないことを確認する必要がある。

### ③ 備品台帳上の数量と現数の不一致（指摘事項 05）

指定管理者が管理している県から借り受けた備品等について、指定管理者に現数の照会を行ったところ、下記備品において借受備品台帳と現数が不一致となっていた。

表 4-2-38 借受備品台帳上の数量と現数が不一致であった備品

品名	規格・品質	借受備品台帳	現数	差	理由
県立スケート場					
コインロッカー	S-1685	8 台	3 台	△5 台	物品無償貸付契約書上の貸付備品数量と現数共に 3 台であるが、借受備品台帳に誤って 8 台と記載していた。
県立田沢湖スポーツセンター					
選手・監督用ベンチ	ニシスポーツ F3236B アルミ 製 折りたたみ式	46 台	43 台	△3 台	3 台は破損のため廃棄したが、借受備品台帳の総数から控除していない。

（出典：各施設「借受備品台帳」を基に監査人が作成）

県から借り受けた備品等の管理方法としては、備品等の購入及び廃棄等の異動があった場合に、借受備品台帳にて管理するに止まっているが、定期的な現物確認が実施されていれば、上記数量の不一致に気付くことが可能となり、当該備品の管理漏れを防止することができたと考えられる。

指定管理者は、県から借り受けた備品等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなけ

ればならず（物品無償貸付契約書第 5 条）、現状の借受備品等の管理方法では今後も上記のような管理漏れが生じてしまう可能性があるため、定期的に現物確認等を行い、適切に管理する必要がある。

#### ④ 備品所有者の明示（指摘事項 06）

県は、備品を受け入れたときは、当該備品に記号及び番号を表示しておかなければならない（財務規則第 363 条）が、物品無償貸付契約にて指定管理者に貸し付けている備品では、シール等によって記号及び番号を表示していなかった。

指定管理者が管理している備品には、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品と、指定管理者自ら購入し管理している指定管理者所有の備品があるが、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品においてもシール等によって記号及び番号を表示していない場合、備品の所有者が不明確となり、物品無償貸付契約の解除等により県に返却する借受備品が不明となってしまう。また、県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（3））が、県所有の備品なのか不明確な場合、当該県への報告もすることができない。

したがって、県は、物品無償貸付契約により指定管理者へ貸し付けている備品に関しても、備品の所有者を明確にするため、シール等によって記号及び番号を表示する必要がある。

#### ⑤ 物品無償貸付契約における重要物品の識別（意見 13）

指定管理者は、借受備品のうち、重要な物品（取得価格の単価 300 万円以上、財務規則第 344 条第 3 項）について、財務規則に基づき購入等異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（3））。

したがって、物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、重要な物品とそれ以外の備品に区別しておく必要があるが、実際には重要な物品とそれ以外の備品に区別されていなかったため、どの備品が重要な物品であるか識別することができなかった。

物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、重要な物品とそれ以外の備品に区別されていないため、指定管理者においてもどの借受備品が重要な物品であるか識別することができず、重要な物品の購入等異動の事実があった場合でも、県に対する報告をすることができない。

県は、重要な物品の購入等異動の事実があったときに、指定管理者から遅滞なく報告を受けるため、物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、取得価格を記載するなどして、指定管理者が重要な物品を識別できるように、重要な物品とそれ以外の備品で区別するよう留意されたい。

## ⑥ 物品無償貸付契約における県の責任（意見 14）

県は、指定管理者に対して、県民から負託された重要な県有財産の貸し付けを行う者として、貸付備品について管理責任を負っているが、物品無償貸付契約時に自ら現物確認することもなく、指定管理者に対して、貸付備品の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告や定期的な現物確認等を求めることもなかったため、指摘事項 03～06 の状況が生じている。

貸付備品の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、その実態を調査させることができ、実態調査についての報告及び資料の提出を指定管理者に対して求めることができる（物品無償貸付契約書第 7 条第 1 項、第 2 項）とされており、当該指定管理者に対する調査権は、貸付備品の維持管理の適正を期するために県が有する権利であり義務である。

したがって、県は、必要に応じて指定管理者に対して調査権を行使し、貸付備品の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告や定期的な現物確認等を求め、場合によっては県自ら現物確認する等、貸付備品の適正な維持管理に努めるよう留意されたい。

## (5) 指定管理業務のモニタリング評価

### ① 指定管理業務のモニタリング評価（指摘事項 07）

県は、指定管理者が行った業務のモニタリング評価を平成 23 年度から実施している。具体的には、4 つの観点から指定管理者が 1 次評価を、県の施設所管課が 2 次評価を行った上で、その結果に基づき総合評価を行っている。

4 つの評価の観点のうち、「管理運営体制の状況」と「サービス向上に向けた取組の実施状況」については、「管理運営状況等評価表」のそれぞれ 10 個の評価項目ごとに採点し、平均値を予め定めた基準により 3 段階評価を行う。施設所管課は、10 個の評価項目の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

#### （観点Ⅲ）管理運営体制の状況

- ・評価項目④二つ目 施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。
- ・評価項目⑤一つ目 備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。
- ・評価項目⑩一つ目 経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。

#### （観点Ⅳ）サービス向上に向けた取組の実施状況

- ・評価項目③一つ目 料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。
- ・評価項目④一つ目 全職員が名札を着用し適切な服装をしている。

このうち、指摘事項 02（財務規則で定めた書類が作成されていない）で記載した各施設、指摘事項 05（備品台帳と現数が合わない）で記載した県立スケート場や県立田沢湖スポーツセンターでは、関連する評価項目は、×と評価され満点評価にならないと考えられる。

県は、指定管理者が行った業務を評価する際には現場視察を義務付けるなどルールを定め、運用することを検討されたい。

## (6) 施設の利活用

### ① 県有体育施設利用者の属性別の利用実績の把握（意見 15）

県は、県有体育施設の利用実績に関して、月別に利用者数や使用料の合計を把握しているものの、属性（年齢、性別、個人や団体等）別の利用実績を把握していない。

第 3 期秋田県スポーツ推進計画において、「スポーツ立県あきた」推進のための取組として、「ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進」を掲げているが、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に効果的かつ効率的に取り組むためには、利用実績の属性別情報を把握し、把握されたそれぞれの状況に応じて、スポーツ活動を促進するための取り組みを実施することが必要不可欠である。

県は、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に効果的かつ効率的に取り組むために、県有体育施設の利用実績について利用者の属性別に利用者数や徴収された使用料等を把握するように努められたい。

### ② 県立向浜運動広場テニスコートの利活用（意見 16）

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート 9 面で構成され、冬季を除いた約 7 か月間利用可能である。金額ベースでテニスコートの直近 3 年間の稼働率を試算すると、平成 28 年度は 8.6%と低水準となっており、平成 29 年度は 3.9%、平成 30 年度は 4.7%と半減している。半減の要因は、平成 29 年度の 8 月～11 月において近接する県立野球場の LED 化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかったこと等による。また、平成 24 年の暴風の影響により 9 面のうち、2 面が使用できない状況が続いている

一方、県は月次で指定管理者から利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っておらず、平成 30 年度においても 9 面の利用を前提とした指定管理料の支払いを行っている。

県は県立向浜運動広場テニスコートについて、いまだ補修工事が行われず 2 面が使用できない状況が続いていること、施設の整備後相当の年数が経過し老朽化が進んでいること、昨今利用の低迷が続いている現状を分析し、今後の施設の存続を含めた利活用の在り方を検討されたい。

## (7) 無償貸付 3 施設

### ① 無償貸付 3 施設の民間等への譲渡の推進（意見 17）

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの 3 施設については、県が事業主体となり 20 年前に整備された。その後、施設の所有は県であるものの、公共の用に供するものとして、無償で地元の市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。したがって、施設の管理運営に関しては各自治体等が行っているものの、施設の所有は県であることから 3 施設合計で年間 22,543 千円～69,728 千円程度の修繕コストを県は負担している。

これらの 3 施設については県の第 4 期行財政改革推進プログラム（平成 20～22 年度）において、県が事実上管理していないことから、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとされた。その後「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」（更新日：平成 31 年 3 月 29 日）においても、建物の目標使用年数を 60 年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっては建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、3 施設ともに、今後の大規模改修にかかる財政負担を各自治体単独で負うことが困難であること、施設利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続を望み、現時点では受け入れが難しいと回答されている。

これらの 3 施設については今後、施設の整備後相当の年数経過に伴う大規模修繕による財政負担の増加とともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれる。地域別の将来推計人口によると、県有体育施設の多くが位置する秋田市の 30 年後の人口減少率（28.5%）に比べて、3 施設の位置する大館市、能代市、鹿角市の人口減少率は約 50%となり、人口減少による利用者数の減少の影響をより大きく受けると考えられる。

したがって、県は鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの 3 施設について、現在規模での施設の存続必要性を検討し、必要であるとした場合は、中長期的な有効性・効率性の観点で民間等への譲渡、官民連携手法を含めた施設の今後の在り方を十分に検討されたい。

## (8) 県有体育施設の整備後の維持修繕

### ① 整備後相当の年数が経過した県有体育施設の維持管理（意見 18）

県有体育施設のうち、特に、県立体育館（令和元年時点で整備後 51 年）、県立スケート場（同 48 年）、県立向浜運動広場（同 39 年）、県立新屋運動広場（同 30 年）、スポーツ科学センター（同 40 年）は、整備後相当の年数が経過している。

また、整備後相当の年数が経過した施設は、その維持管理のための支出も増加し県の財

政負担が増すことになる。上述の施設の今後 6 年間（令和 2 年度から 7 年度）の修繕支出の見積額は、それぞれ以下のとおりである。

県立体育館	422,533 千円
県立スケート場	298,456 千円
県立向浜運動広場	-千円（修繕を予定せず施設維持を図る）
県立新屋運動広場	24,430 千円
スポーツ科学センター	4,672 千円

整備後相当の年数が経過した施設の改築、維持管理に係る財政負担の増加は、地方自治体の共通の課題である。それらの課題に対し、官民連携手法を用いた公共施設の運営、維持管理を行っている地方自治体の以下の取組事例がある。

- ・施設整備を含む PPP/PFI 事業
- ・複数施設の維持修繕を包括的、効率的に行う PPP/PFI 事業
- ・施設の集約化・共有化等により施設の有効活用、稼働率向上に資する PPP/PFI 事業

県は、整備後相当の年数が経過した施設か否かに関わらず県有体育施設の今後の改築、維持修繕の計画については、財政負担を考慮し、施設の有効活用を図る官民連携手法についても検討されたい。